

一宮市教育施設等定期点検業務委託仕様書

本業務は、一宮市教育施設等の建築基準法第 12 条に基づく定期点検を実施するために必要な事項を定める。

1. 定期点検施設の名称及び所在地

別紙 1 のとおり

2. 点検対象の概要

別紙 1 のとおり

3. 業務期間

契約の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

4. 業務内容

建築基準法第 12 条第 2 項に基づく特殊建築物等の定期点検及び第 4 項に基づく建築設備（防火設備・昇降機を除く）の定期点検に必要な一切の事項とする。

5. 業務区分

別紙 1 の「業務区分」にある建築及び設備のうち、○が表記されているものを実施すること。

6. 点検方法

点検業務にあたっては関係法令、規則等の規定及び一宮市の「市有建築物の定期点検業務仕様書」（別紙 2）により実施する。